

湖南省東庁舎自動販売機設置事業者募集要項

湖南省が行う東庁舎清涼飲料水等自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項に基づきお申込みください。

1. 公募物件

湖南省東庁舎 1階ロビー（災害対応型 2台）

※ 別紙自動販売機公募物件一覧表のとおり

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人並びに被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 湖南省内に本店または支店・営業所があること。
- (3) 清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 法令等の規程により、販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許等を有していること（該当についてのみ）。
- (5) 県税及び湖南省税の未納がないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

3. 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は許可の日から1年以内（令和6年4月1日から令和7年3月31日）とし、最長令和9年3月31日まで更新することができます。ただし庁舎の改修計画等により更新できない場合があります。

③ 使用料

本市が設定している最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、納付については、定期（半期ごと）とします。

④ 必須条件

- (ア) 自動販売機の種類は、物件番号ごとに指定しているので、別紙自動販売機公募物件一覧表の特記事項に示すものであること。
- (イ) 自動販売機の大きさについては、W120cm×H185cm×D80cm の範囲内に設置できるものであること。

(2) 使用上の制限

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 2-（4）にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ③ 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、総務課の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む）
- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ② 原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

4. 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和5年12月8日(金)～令和6年2月23日(金)

郵送で申込みの場合は2月23日必着

(2) 申込受付場所

湖南省中央一丁目1番地(東庁舎3階)

総務課 営繕・庁舎整備係

(3) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書(本市所定様式)
- ② 誓約書(本市所定様式)
- ③ 法人の場合は現在事項証明書の写し、個人の場合は住民票記載事項証明書の写し又は登録原票記載事項証明書の写し、発行後3ヶ月以内のものに限ります。
- ④ 県税及び湖南省税(個人又は法人等の市民税、固定資産税)の未納の税額がないことの証明書の写し
- ⑤ 事業概要

〈法人〉

- (ア) 会社概要
- (イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

〈個人〉

- (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの
 - (イ) 令和元年度分の所得税確定申告書の写し
- ⑥ 2-(4)にかかる許認可等の免許証等の写し

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参または郵送してください。郵送で申込みの場合は、特定記録または簡易書留で送付してください。(電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

5. 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和5年12月8日(金)～令和6年2月16日(金)

(2) 提出方法

質疑書(本市所定様式)により、上記受付期間内に持参もしくはFAXしてください。

(3) 質疑書への回答日

令和6年2月21日(金)

(4) 回答方法

質疑内容を整理したうえで、応募登録者全員に事務局からFAXにて回答します。

6. 価格提案書の提出

(1) 価格提案書の提出期限

令和6年2月27日(火) 17時

(2) 提出場所

〒520-3288

湖南省中央一丁目1番地（東庁舎3階）

総務課 営繕・庁舎整備係

(3) 価格提案書の提出方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、封をして表面に応募する物件番号を明記して、提出場所に持参または郵送してください。

(4) 応募価格の表示

応募価格は、物件番号当たりの月額使用料（税込）を表示してください。

(5) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、提出した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

7. 価格提案書の審査

(1) 価格提案審査日時

令和6年2月28日(水) 10時

価格提案審査は、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

(2) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ③ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ④ 本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案したもの。
- ⑤ 同一価格提案審査について、2以上の価格提案をしたもの。
- ⑥ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑦ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑧ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑨ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(3) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者の決定には価格提案審査終了後、使用許可手続の説明を行います。

(4) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同額の価格提案書の応募をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、設置予定事業者名及び金額を本市ホームページ上で公表します。

(6) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8. 使用許可の手続き

使用許可の手続きは、令和6年3月8日(金)までに行います。
なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

9. 設置予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

10. その他

応募および使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。

募集に関する問い合わせ先：湖南省役所 総務課 営繕・庁舎整備係
湖南省中央一丁目1番地
電話 0748-71-2313 (直通)
FAX 0748-72-3390

自動販売機公募物件一覧表

物件番号	所在地	設置場所	台数	最低使用料 (月額税込み)	特記事項
①	湖南省中央一丁目1番地	東庁舎1階ロビー	1	6,480円	缶・瓶・ペットボトル パック ※災害対応型
②	湖南省中央一丁目1番地	東庁舎1階ロビー	1	6,480円	缶・瓶・ペットボトル パック ※災害対応型

※ 自動販売機の大きさは、W120cm × H185cm × D80cm 以内とする。

※ ロビー内の設置場所については別途指示する。